

# コーポレート・ガバナンス報告書

2026年6月12日

会社名 株式会社元気な介護  
(コード番号 599A TOKYO PRO Market)  
代表者名 代表取締役 池田 元気  
問合せ先 常務取締役 島田 直樹  
TEL 011-708-3000  
URL <https://genkinakaigo.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社におけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営のスピード化、戦略性の向上、企業行動の透明性の確保及びディスクロージャーの充実であると考えております。

経営のスピード化・戦略性の向上につきましては、経営会議において戦略立案と業務執行方針について十分に検討を重ね、さらに取締役会においてグループ経営の観点から重要事項の決定や報告が行われております。

企業行動の透明性の確保につきましては、内部監査室の内部監査と監査役監査が行われており取締役会にて報告が行われております。

また、社会的責任を遂行できる企業経営を目指し企業行動基準を策定し、各ステークホルダーに対して公正な企業活動を実施するためコンプライアンス委員会を組織化してその執行状況の監督にあたっております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
池田 元気	1,190,000	30.51
石川 結子	680,000	17.44
岩田地崎建設株式会社	300,000	7.69
幸坂 侑哉	250,000 (250,000)	6.41 (6.41)
島田 直樹	250,000 (250,000)	6.41 (6.41)
滝野 賢次郎	210,000	5.38

三共電気工業株式会社	140,000	3.59
岡本 真由美	120,000	3.08
岡崎 理絵	80,000	2.05
山田 真子	80,000	2.05
部田 香	80,000	2.05
小野 誠	80,000	2.05

(注) 1. ( )内の数字は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

2. 株式数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

支配株主名	—
-------	---

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

#### 補足説明

—
---

#### 3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	6月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1,000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

本書提出日時点、支配株主は存在しておりませんが、支配株主との取引が発生する場合には、その取引に合理性があるか、取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意し、当社取締役会での承認により行う方針としており、当社及び少数株主に不利益とならないよう適切に対応してまいります。
--

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。
-------------

#### II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
池田 裕一	公認会計士											
松浦 良一	他の会社の出身者											
矢田 英之	弁護士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
池田 裕一	—	—	公認会計士としての豊富な経験を有しており、会計上・税務上

			必要な指摘・意見を得られるものと判断しております。
松浦 良一	—	—	金融機関の経験により、資金調達に関する客観的意見・アドバイスを得られるものと判断しております。
矢田 英之	—	—	法務・リスクマネジメント担当取締役としてその手腕を発揮して頂くことにより、取締役会として取締役のスキル面でもバランスの取れた体制がとることができるかと判断しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	0	1	2	—	—	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	0	1	2	—	—	社外取締役

補足説明

—
---

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名以上5名以内

監査役の人数	3名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>当社の内部監査は、代表取締役を選任された内部監査責任者及び担当者により、内部監査を実施しております。内部監査では、各部門の行遂行状況を監査し、結果については内部監査責任者より代表取締役に報告するとともに、改善指示を各部門へ周知し、そのフォローアップを行っております。</p> <p>監査役は、取締役会への出席、稟議書等重要な文書の閲覧、必要に応じ取締役及び使用人に対して事業に関する報告を求めること等を通じて、取締役の意思決定プロセスや業務執行状況の把握に努め、取締役の職務執行の適法性を監視しております。</p> <p>また、内部監査室、監査役及び監査法人は、それぞれの監査計画、監査の進捗状況や監査結果等に関して情報交換を行い、効果的かつ効率的な監査を実施するよう努めております。</p>
---

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
貝塚 正則	他の会社の出身者													
石黒 亮一	税理士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
貝塚 正則	—	—	金融機関の監査部の経験と実績により、客観的な視点から当社の経営に対する適切な監督を行うことができるものと判断しております。
石黒 亮一	—	—	税理士としての豊富な経験を有しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	—
その他独立役員に関する事項	
—	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業務向上へのインセンティブを高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的としてストックオプションを付与しております。
---

ストックオプションの付与対象者	社内取締役, 社外取締役, 従業員, 子会社の取締役, 子会社の従業員
-----------------	-------------------------------------

該当項目に関する補足説明

付与対象者を定めているのは、当社の業績向上に関するインセンティブとしてストックオプションの付与を考えているためです。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円を超える取締役が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。
---

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会にて決定しております。
-------------------------------------

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、日常的に情報共有に努め、重要な案件については取締役会開催前に事前報告などを行っております。

#### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

##### イ. 取締役会

当社の取締役会は、取締役7名(うち社外取締役3名)で構成されております。

取締役会は、法令又は定款に定める事項や当社の重要な業務執行を決定し、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。原則として毎月1回開催される定時取締役会の他、必要に応じて適時に臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化を図っております。

また、監査役が取締役会に出席し適宜意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

##### ロ. 監査役会

当社は監査役会制度を採用しており、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されております。監査役会においては、取締役の職務執行の監督、内部監査室や監査法人の監査結果等について審議が行われております。

監査役は、取締役会及び経営会議に出席して積極的に意見を述べるとともに、経営企画室と連携して内部統制の整備運用状況を把握し、監査法人と密接に情報交換を行うなど、取締役の職務執行に対するモニタリングを強化しております。

##### ハ. 会計監査

当社は、かがやき監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年6月期において監査を執行した公認会計士は上田勝久氏、森本琢磨氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士6名その他1名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

##### ニ. 内部監査

内部監査室は、内部監査管掌役員・内部監査室部長1名、内部監査室員3名の5名体制です。

内部監査は、代表取締役直轄で実施されており、内部監査規程及び内部監査計画書に基づいて各部門の業務遂行状況を監査し、監査結果は内部監査報告書として、随時代表取締役及び被監査部門に報告されております。被監査部門に対しては、改善事項を指摘し、改善状況を確認することとしております。また、内部監査担当者は監査役及び監査法人と面談等を行い、監査に必要な情報について共有を行っております。

ホ. 経営会議

経営会議は、常勤の取締役、事業部長、管理部部长、事業推進部長、経営企画室長で構成され、毎月1回以上開催し、重要な業務執行の意思決定を機動的に行うとともに、特に絞り込んだ重要なテーマについて、議論を尽くしております。経営会議は、代表取締役が重要な職務執行を行う際の諮問的な役割を担っております。

ヘ. 内部統制委員会

内部統制委員会は、常勤委員である常勤の取締役、管理部部长、事業推進部長、常勤監査役及び必要に応じて指名された非常勤委員により構成され、主に、内部統制が有効かつ効率的に機能していることを確認、評価しています。原則として年3回開催することとしており、必要に応じて臨時に開催されます。

ト. コンプライアンス委員会

当社のコンプライアンス委員会は、常勤の取締役、事業部長、管理部部长、事業推進部長、経営企画室長により構成され、主に、コンプライアンスに関する社内規程等の制定及び改廃等に関する立案やコンプライアンスの推進、内部通報制度の運用報告等に関する事項について議論しております。毎月1回開催することとしており、必要に応じて臨時に開催されます。

チ. リスク管理委員会

当社のリスク管理委員会は、常勤の取締役、事業部長、管理部部长、事業推進部長、経営企画室長により構成され、主に、リスク管理に係る方針、施策の策定やリスク管理状況の把握と必要な措置等に関する事項について議論しております。6月、12月の年2回開催することとしており、必要に応じて臨時に開催されます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由としましては、事業内容及び会社規模に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためです。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議決権行使に必要な議案検討のための時間を十分に確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	実施しておりません。当社は6月決算であり定時株主総会の開催時期は9月であるため、わが国で最も多い3月決算会社の株主総会が集中する6月開催と比較すると、開催日が集中することは少ないものと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

## 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後の導入に向けて努力いたします。	
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	今後の導入に向けて努力いたします。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。	なし
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページにおいて、決算情報をはじめ、その他IRに関する情報を掲載する予定です。	
IR に関する部署(担当者)の設置	管理部を担当部署としております。	

## 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しております。関連する規程といたしまして、「コンプライアンス・プログラム」「法令遵守規程」「企業倫理規程」「リスク管理規程」等を整備しております。これらの規程に従った行動とコンプライアンスの重要性を社内に浸透させ、誠実に適時適切な情報開示を徹底し、会社を取り巻くステークホルダーの尊重を図ることに努めてまいります。
環境保全活動、CSR	今後検討すべき課題であると認識しております。

活動等の実施	
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社ホームページを通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示に努めてまいります。

#### IV. 内部統制システム等に関する事項

##### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会規程、職務分掌規程、職務権限規程等の規程に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

##### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」及び「反社会的勢力排除チェックマニュアル」を定め、反社会的勢力による被害の防止に取り組んでおります。取引開始前には、相手方が反社会的勢力に該当しないことを確認する調査を実施し、契約には関係が判明した場合の解除条項を明記しています。既存の取引先についても、原則として年1回の調査を行い、反社会的勢力と判明した場合は速やかに関係を解消します。

以下、基本方針となります。

- (1) 当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人である反社会的勢力に対し、組織全体として対応して社会的信頼を確保すると同時に、従業員の安全を確保する。
- (2) 反社会的勢力による不当要求に備え、外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。
- (3) 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
- (4) 反社会的勢力による不当要求に対し、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- (5) 反社会的勢力に対し、裏取引や資金提供は絶対に行わない。

#### V. その他

##### 1. 買収への対応方針導入の有無

買収への対応方針導入	なし
------------	----

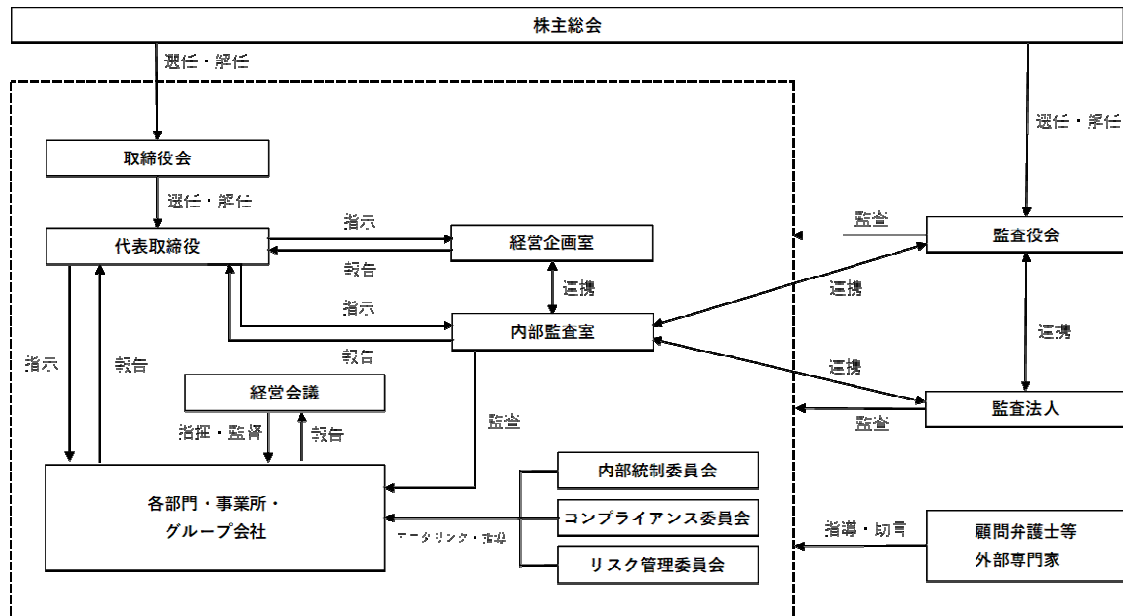
該当項目に関する補足説明

—
---

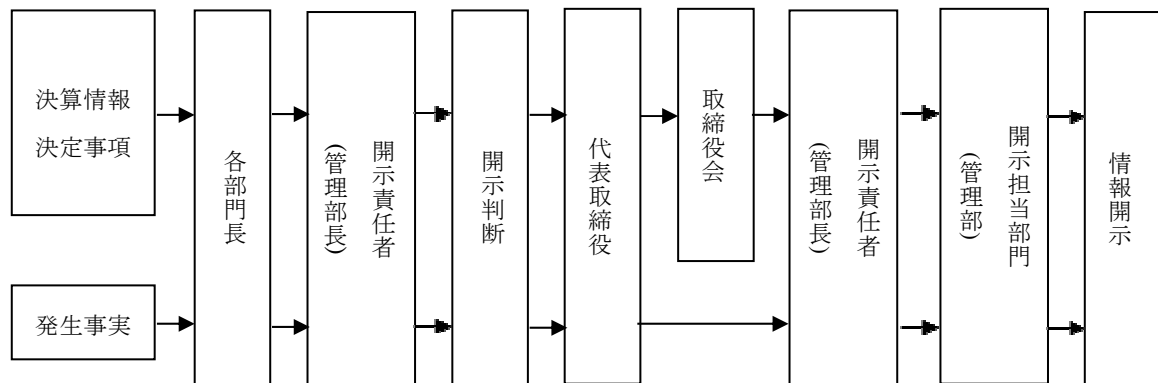
##### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制および適時開示手続きに関する模式図を参考資料として、以下添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】



以上